

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	随意契約理由	WTO
1	低速回転式せん断破碎機用ピース カッター外24点(舞洲工場)買入	19:産業用機器	環境局	日立造船(株)	22,680,000	平成25年7月1日	契約の性質または 目的による場合	
2	給じん装置用部品(スライドプレート外 47点)(舞洲工場)買入	19:産業用機器	環境局	日立造船(株)	23,383,500	平成25年7月4日	契約の性質または 目的による場合	
3	灰クレーン用バケット 買入	19:産業用機器	環境局	(株) 福島製作所	8,295,000	平成25年7月5日	契約の性質または 目的による場合	
4	食道閉鎖式エアウェイ(LTS)買入	27:医療用機器	消防局	(株) アダチ	7,591,500	平成25年7月12日	契約の性質または 目的による場合	
5	映像伝送機器 買入	24:通信用機器	消防局	(株) エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	6,720,000	平成25年7月31日	契約の性質または 目的による場合	
6	キセノンランプ外17点 買入	28:理化学機器	建設局	(株) ジェイ・サイエン ス関西	5,355,000	平成25年8月2日	契約の性質または 目的による場合	
7	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,905,140	平成25年8月5日	契約の性質または 目的による場合	
8	ボイラー用肉盛溶接管1外2点(鶴見 工場) 買入	19:産業用機器	環境局	日立造船(株)	20,265,000	平成25年8月7日	契約の性質または 目的による場合	
9	灰クレーンバケット(平野工場) 買入	19:産業用機器	環境局	JFEエンジニアリン グ(株)	18,375,000	平成25年8月20日	契約の性質または 目的による場合	
10	光源ユニット外18点 買入	28:理化学機器	建設局	(株) マコト電気	4,095,000	平成25年8月23日	契約の性質または 目的による場合	
11	はしご車2回目分解整備	37:自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	5,827,500	平成25年8月27日	契約の性質または 目的による場合	
12	免税軽油(給油施設分)第3四半期 買入(単価契約)	33:石油類	複数局	港石油(株)	106,050	平成25年9月24日	契約の性質または 目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用ピースカッター外24点(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用ピースカッター外24点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

給じん装置用部品（スライドプレート外47点）（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する給じん装置用部品（スライドプレート外47点）は、日立造船(株) 施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株) 製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーン用バケット 買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

現在使用している灰クレーン設備は、(株) 福島製作所で製作されたものである。従って、本部品 of 形状寸法、材質、他の構成品との関連及びクレーン設備との操作制御において (株) 福島製作所のものでなければ機能しない。このため条件を満たすには、他社では対応できないため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

灰クレーン用バケットは (株) 福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ (LTS) 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ (LTS) は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為 (器具による気道確保) に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオンLTSのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (救急) (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

映像伝送機器の買入

mmEye DXS

機器構成

映像送信機	mmEye DXS - Enc (ビデオカメラ映像用)
映像受信機	mmEye DXS - Dec (映像受信用)
映像送信アプリ	mmEye DXS - AE (スマートフォン端末送信用)
ゲートウェイ	mmEye DXS - GW (最適受信機自動選択)

2 契約の相手方

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

映像伝送機器は、撮影機器（ビデオカメラ、タブレット、スマートフォン）で撮影した災害現場の映像を消防局指令情報センター等に送信し、災害状況を総合的に把握することにより消防部隊の効率的な運用を図る為の機器で、災害現場において迅速に行動する必要がある為、映像送受信にパソコン等を必要とせず、タブレット及び現有スマートフォンに対応し映像送受信を行える機器は当該製品しか存在しないので、当該製品を指定する。

(2) 業者選定理由

映像伝送機器は、株式会社ブレインズ製であり、上記業者は関西地区における唯一の販売特約店であり他からでは購入することができない。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1. 案件名称

キセノンランプ外 17 点 買入

2. 契約の相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入する物品は、本市の各下水処理場において、水質汚濁防止法 14 条に定められた排出水の汚染状態を常時測定するために設置している窒素・りん水質自動測定装置用の消耗部品である。

当該装置は株式会社アナテック・ヤナコが設計・製作したもので、その消耗部品は、形状、寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。

よって本案件のとおり製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

株式会社ジェイ・サイエンス関西は、株式会社アナテック・ヤナコの製品を販売できる唯一の代理店であり、他社では取り扱いができないので、株式会社ジェイ・サイエンス関西を業者選定するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局下水道河川部水環境課(水質管理担当)

電話番号：06-6615-7524

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品(株)

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における救急市場の唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管1外2点（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管1外2点は、日立造船（株）製の鶴見工場ボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、J F Eエンジニアリング株式会社製のクレーン設備の一構成部品であり、平野工場の焼却炉の使用条件に合わせて、株式会社福島製作所とJ F Eエンジニアリング株式会社の独自技術により共同設計・製作されたものであり、本製品の詳細寸法、材質、他の構成部品との関連や他のクレーン設備との整合性は、当該会社のみが知りうるものであり、他社ではバケットの品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、株式会社福島製作所・J F Eエンジニアリング株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、株式会社福島製作所とJ F Eエンジニアリング株式会社の独自技術により共同設計・製作されたものであり、J F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1. 案件名称

光源ユニット外 18 点 買入

2. 契約の相手方

株式会社マコト電気

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入する物品は、本市の各下水処理場において、水質汚濁防止法 14 条に定められた排出水の汚染状態を常時測定するために設置している UV-COD 水質自動測定装置用の消耗部品である。

当該装置は、株式会社堀場製作所が設計・製作したもので、その消耗部品は、形状、寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。

よって本案件のとおり製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

株式会社マコト電気は、当該 UV-COD 水質自動測定装置の部品納入業務を移管されている唯一の代理店であり、他社では取り扱いができないので、株式会社マコト電気を業者選定するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局下水道河川部水環境課(水質管理担当)

電話番号：06-6615-7524

随意契約理由書

11

1 案件名称

はしご車 2 回目分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (機械器具開発) (電話番号 06-4393-6198)

随意契約理由書

1 案件名称
免税軽油（消防局船舶）第3四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方
港石油（株）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繋留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）